

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年7月8日～2021年7月14日)

令和3年(2021年)7月16日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b></p> <p>「法と正義」(PiS)によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の下院提出                      与党「法と正義」(PiS)の下院における議員増                      ドゥダ大統領の三海域イニシアティブ(3SI)首脳会合への出席                      モラヴィエツキ首相のスロベニア訪問                      ナウセーダ・リトアニア大統領夫妻のポーランド訪問                      ラウ外相のEU外務理事会出席                      憲法法廷によるEU法のポーランド憲法に対する適合性に関する審議                      モラヴィエツキ首相のブリュッセル訪問                      憲法法廷による欧州司法裁判所の暫定措置にかかるEU法の違憲判決                      ポーランド国防省、M1A2エイブラムス戦車の調達を発表</p>								お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p><b>治安等</b></p> <p>国家警察本部が夏休み期間中の交通事故マップをHP上に掲示                      リトアニアがポーランドなどと接する国境の管理を強化との報道                      ポーランド政府、道路交通法の改正案を発表</p>								
<p><b>経済</b></p> <p>在外ポーランド人の帰還促進に向けた施策の検討                      「Polish Deal」の財                      ポーランドからの消費財輸出の増加                      ポーランド中央銀行による物価上昇予測                      中国からの輸入の増加                      パブコメ中の2030年までの民間航空開発戦略                      ポーランドの原子力競争                      ヴィア・バルティカの3区間が開通予定                      国シレジア地方のエネルギー移行に関する首相発言                      コロナ禍における化石燃料需要増加</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      犠牲祭(イスラム教の祝日)期間に伴う注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      特例郵便等投票について                      大使館広報文化センター開館時間                      来週の「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について                      文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>								

## 政 治

## 内 政

「法と正義」(PiS)によるラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案の下院提出【7日】

7日、与党「法と正義」(PiS)は、ラジオ及びテレビ放送に関する法律の改正案を下院に提出した。ラジオ及びテレビ番組の放送免許は、現行法によれば欧州経済領域(EEA)加盟国に事務所または恒久的所在地を有する外国法人に与えられるが、本改正案においては、外国法人が放送免許を付与されるためには、EEA加盟国ではない国に事務所または恒久的所在地を有する他の外国法人に依存していないことを条件とする等の規定が含まれている。本改正が成立した場合、米ディスカバリー社(来年に米ワーナー・メディア社との合併予定)が親会社である民間放送局TVNは、同法が定める条件に沿った資本構成に変更しない限り、放送免許が停止される可能性

が高いと見られている。同改正は、現政権に批判的な報道傾向のあるTVNを狙い撃ちし、メディアの独立性を侵害するものであるとして、国内野党のみならず、米国や欧州委員会からも非難の声が上がっている。

与党「法と正義」(PiS)の下院における議員増【14日】

14日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、マウゴジャタ・ヤノフスカ下院議員が「共和党」に入党するとともに、連立与党に参加することを発表した。同下院議員は、先月末に他の2人の下院議員と共にPiSを離党していた。同党の下院での議席数は、232となった(定数460)。

## 外交・安全保障

ドゥダ大統領の三海域イニシアティブ(3SI)首脳会合への出席【8日及び9日】

8日、ドゥダ大統領は、ブルガリアのソフィアで開催された三海域イニシアティブ(3SI)首脳会合に出席した。同大統領は、三海域地域には1億2,000万人のEU市民が存在し、今や欧州の経済成長の大部分を占めるとともに、欧州の中でも最も急速に成長している地域であると強調した。また、同大統領は、3SIでの協力はEUの発展のための重要な要素であることを指摘した。さらに、同大統領は、同会合に日本、英からの参加があったことに触れ、これは巨大な世界経済を持つ我々のパートナーが、3SI協力に大きな可能性を見出していることの証左であると強調した。同会合には、議長国ブルガリアの招待によりギリシャの大統領が出席したほか、米国からバイデン大統領及びプリンケン國務長官、英国及び仏からは外相、日本からは宇都外務副大臣がビデオメッセージを寄せた。

るべきか、それとも国民国家の連合体のままであるべきかという議論に言及し、中央集権ではなく、ビジネスにおいて密接に協力する強力な主権国家を支持すると述べた。

ナウセーダ・リトアニア大統領夫妻のポーランド訪問【11日】

11日、リトアニアのナウセーダ大統領夫妻はポーランドを訪問した。同大統領夫妻は、ドゥダ大統領夫妻とクラクフを訪問し、ヴァヴェル大聖堂のジグムントの鐘が最初に鳴らされてから500年を記念する式典に参加した。ジグムントの鐘は、1514年のオルシャの戦いでポーランド・リトアニア軍が奪ったロシアの大砲の廃材を使って作られたとの伝承がある。また、両大統領は、ポーランド王・リトアニア大公であるウワディスワフ2世ヤギェウォ及びジグムント2世アウグストの墓を訪れたほか、2010年にロシア西部スモレンスクでの航空機墜落事故で亡くなったレフ・カチンスキ大統領夫妻の墓に献花した。

モラヴィエツキ首相のスロベニア訪問【9日】

9日、モラヴィエツキ首相は、本年後半のEU議長国であるスロベニアの首都リュブリャナを訪問し、チェコ、ハンガリー、スロバキアの首相と共に、「V4+スロベニア」首脳会合に出席した。同首相は、欧州経済における中・東欧諸国の重要性を強調し、EUの巨大なプレーヤーによって中・東欧諸国が隅に追いやられることがあってはならないと述べた。また、同首相は、欧州が一つの目標に向かって共に行動し、戦略的に強くなることを望んでいると述べるとともに、EUの若いメンバーがEU内で過小評価されていると訴えた。さらに、同首相は、EUが連邦化を進め

ラウ外相のEU外務理事会出席【12日】

12日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合では、新技術、EUの防衛・安全保障政策に関する「戦略コンパス」、エチオピア、ベラルーシ情勢について議論された。同会合には、イスラエルのラピード外相も出席した。ラウ外相は、ベラルーシ情勢について、更なる制裁を含むEUの断固とした政策を継続する必要性を強調し、また、ベラルーシからの不法移民の増加が問題化しているリトアニアへの連帯を表明した。新技術の地政学的側面に関する議論の中で、同外相は、新

技術はチャンスであると同時に、攻撃的な政治・経済活動の手段としての利用される危険性があることを指摘したほか、EUは米国と協力してグローバルなデジタル標準を推進すべきであると強調した。同会合では、連結性(コネクティビティ)に関する結論文書が採択された。ラウ外相は、EUにとって東欧諸国、西バルカン諸国、中央アジア諸国など、地理的に近い地域でのつながりを構築することが重要であると指摘し、この文脈における三海域イニシアティブの重要性を強調した。

#### 憲法法廷によるEU法のポーランド憲法に対する適合性に関する審議【13日】

13日、憲法法廷は、EU法のポーランド憲法に対する適合性に関する審議を実施した。本年3月下旬、モラヴィエツキ首相は、全国裁判所評議会(KRS)法の規定の適用停止を求めた欧州司法裁判所による先決的判決を受けて、EU条約の3つの規定がポーランド憲法に適合するかを確認するよう憲法法廷に要請していた。憲法法廷での意見聴取において、大統領府、下院の代表や検事総長は、EU法に対するポーランド憲法の優位性を主張したのに対し、ポドナル人権擁護官はこれに反対する主張を行なった。欧州委員会は、本件憲法審査はEUの基本原則に疑義を呈する動きであるとして強い懸念を表明していた。次回、審議は8月3日に行われる予定である。

#### モラヴィエツキ首相のブリュッセル訪問【13日】

13日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルを訪問し、フォン・デア・ライエン欧州委員長と会談した。ワーキング・ディナーにおいて、EUの気候政策、グリーン・タクソミー、法の支配、欧州復興基金等について議論された。会談後、モラヴィエツキ首相は、ポーランドの法の支配問題に対する制裁手続である

EU条約第7条手続がポーランドと欧州委員会の関係を不必要に棄損しているとして、同手続を取り下げを要請したことを明らかにした。

#### 憲法法廷による欧州司法裁判所の暫定措置にかかるとEU法の違憲判決【14日】

14日、憲法法廷は、ポーランドの最高裁判所規律部の機能停止を命じた欧州司法裁判所(ECJ)による暫定措置の根拠となったEU条約上の規定を違憲とする判決を下した。同法廷は、同規定はポーランドの裁判所制度と管轄権及び手続について超法規的な義務を課す限りにおいて、ポーランド憲法と矛盾すると判断した。最高裁規律部は、昨年4月に、ECJが、裁判官の懲戒問題を扱う最高裁規律部に関する法律の適用を停止することを義務付ける暫定措置の決定を行なったことを受けて、憲法法廷に対し、暫定措置の適用に関するEU法とポーランド憲法との適合性について審査を要請していた。最高裁規律部は、昨年4月の暫定措置の決定以降も裁判官の刑事免責を破棄するなど活動を続けており、欧州委員会はこれを問題視していた。同判決の直前、ECJは、欧州委員会の求めにより、最高裁規律部の機能を即時に停止することを要請する決定を行なった。

#### ポーランド国防省、M1A2エイブラムス戦車の調達を発表【14日】

14日、ポーランド国防省は米国製のM1A2エイブラムス戦車(最新型のSEPV3バージョン)を総額23.3億ズロチで250両調達し、来年にはワルシャワ近郊に駐屯する第1機甲旅団への配備を開始すると発表した。M1A2エイブラムス戦車は、旧式化したT-72戦車とその改良型であるPT-91戦車を換装する。

## 治 安 等

#### 国家警察本部が夏休み期間中の交通事故マップをHP上に掲示【8日】

夏の休暇シーズンに入り、国家警察本部はHP上において、「致命的な結果をもたらした警察交通事故マップ」を公開している。同マップでは、今夏以降にポーランド全域で発生した交通死亡事故に関する情報(発生場所、犠牲者に関する一般的な情報、事故の種類など)が掲載されている。なお、同マップによると、7月16日現在、今夏以降に発生した致命的な事故は148件である。同マップは、国家警察本部HP(<https://policja.pl/>)から確認ができる。

#### リトアニアがポーランドなどと接する国境の管理を強化との報道【12日】

リトアニア国家国境保護局(VAST)は、西欧への流入を防止するため、ベラルーシやポーランドとの国

境管理を強化していると報じられている。報道によると、VASTは、主要ルートのみならず、人通りの少ない道路や小道における検査も強化しているという。ポーランドは本年に入って以降、EU国境を不法に越えてベラルーシからリトアニアへの入国を試みた不法移民38名をリトアニア側に引き渡しているとされる。

#### ポーランド政府、道路交通法の改正案を発表【13日】

13日、ポーランド政府は、道路交通法改正案を公表した。今時改正においては、規則に違反した運転手にかかる罰則金限度額の引上げや点数制度の変更などが記載されている。罰則金の上限額については、これまでの5,000ズロチから30,000ズロチへと大幅に引き上げられ、時速30キロ以上のスピード超過を再犯した場合の罰則金が3,000ズロチか



ら5,000ズロチへと引き上げられる。罰則金によって得た収益は、国家道路基金の収益となるという。本改正案については、閣議での議論、インフラ大臣

及び法務大臣との最終調整を行い、立法上の調整を経て、閣議で採択される予定であるという。

## 経 済

### 経済政策

#### 在外ポーランド人の帰還促進に向けた施策の検討【8日】

政府は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の一環として、在外ポーランド人の帰還促進のための施策を検討しているとされる。同施策は3グループを対象としており、一つ目のグループは、就労のために海外に渡航し、3年以上海外で勤務した人々で、帰国後4年間は所得税が半額になる。二つ目のグループは海外でビジネスを営む企業家で、ビジネス活動の一部又は全てをポーランドに移転する場合に、税や投資優遇措置を受けられる。三つ目のグループは有名な俳優やサッカー選手などの著名人が対象となっているという(具体的な施策については明らかにされていない)。

#### 「Polish Deal」の財源【13日】

先般政府が発表した、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」を実施するための基金については、パイロットフェーズとして、2021年に200億ズロチを地方政府が実施する大規模事業(道路、浄水システム等)及び小規模事業(学校、スポーツ施設、都市の緑化等)に割り当てる予定である。また、同基金の総事業費は、約1,400億ズロチに上る見込みであり、本事業は、国家政策投資銀行(BGK)が設置したCOVID-19基金の下で発行する公債を財源とする予定である。本件に伴う新たな債務は、ポーランド政府の計算方式では公的債務にカウントされないが、EUの計算方式では公的債務としてカウントされる。このため、経済専門家の中には、ポーランドの債務を増やすものとして本件事業の実施に疑問を呈する声もある。なお、地方政府は同基金の他に、欧州復興基金及び多年度財政枠組の資金にもアクセスが可能である。

### マクロ経済動向・統計

#### ポーランドからの消費財輸出の増加【8日】

POK BPのアナリストによると、ポーランドからの輸出財の構成を見ると、製造がアジアや米国からユーロ圏により近い地域にシフトしてきているという。同分析は、ポーランド経済は様々な点でパンデミックの影響に対して比較的強靱であったことを指摘する。例えば、ポーランドの主要な貿易相手であるユーロ圏諸国への重要なサプライヤーとしての、国内輸出業者の役割の強化などが挙げられている。特に、消費財がユーロ圏向けの輸出増の主な寄与要因となっており、アナリストは、サービス部門の大部分が閉鎖したことによる西欧の消費構造の変化やリモートワークへのシフト、医薬品の需要増等によるものと分析している。

#### ポーランド中央銀行による物価上昇予測【12日】

ポーランド中央銀行(NBP)の最新の報告によると、物価上昇率は、2021年は4.2%、2022年は3.3%、2023年は3.4%に達する見込みである。これは、様々な要因が関係しており、規制の大幅な緩和に伴う需要回復が予想を上回る強さで進んだこと、世

界的なサプライチェーンの逼迫により、特定の商品の製造や供給に遅れが出ていること等によるものと分析されている。また、食料価格については、2021年は2.4%、2022年は2.7%、2023年は3.2%上昇、エネルギー価格については、それぞれ9.1%、5%、3.4%上昇すると予測する。

#### 中国からの輸入の増加【13日】

ポーランド中央銀行(NBP)によると、2021年第1四半期の中国からの輸入は、対前年同期比約32%増となり、輸入に占める割合は14.5%に上昇した(対前年同期比2%増)。中国からの輸入は、耐久消費財で37%、投資財で32%、半耐久財で31%、資本財部品で28%を占めている。また、ベトナム、韓国、マレーシアからの輸入も大きく伸びているという。NBPは、アジアと西欧諸国間のサプライチェーン拠点としてのポーランドの役割が増していることが、独及びその他ユーロ圏諸国との貿易黒字の増加と中国及びその他アジアの新興経済国との貿易赤字の拡大が同時に生じていることに現れていると推測している。

### ポーランド産業動向

#### パブコメ中の2030年までの民間航空開発戦略【12日】

2040年を見据えた2030年までの民間航空開発戦略についてパブリックコメントが開始された。同戦略は2021年末までに政府に承認される予定である。

同戦略において、ポーランドにおける搭乗者数は、2024年にはパンデミック前の水準(49百万人)まで戻ると想定しており、ポーランド航空(LOT)の財政状況が回復の鍵であるとされる。政府の戦略では、ワルシャワ・ショパン空港におけるキャパシティの限界を解決するため、ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の開発が必要であり、それにより搭乗者数の増加につなげることが期待されている。ホラワ・インフラ副大臣は、STHは国の予算ではなく民間部門により資金が調達され、商業的に収益性の高いものとなり、2027年までに完成されると主張している。政府の戦略には、STHの建設はポーランド航空の成長にとって特に必要であると示された、IATA(国際航空運送協会)の分析が含まれている。STHなしの場合、ポーランドの空港における搭乗者数は2040年に86百万人となるが(STHありの場合より3百万人少ない)、ライアンエアやウィズエアにとって好ましい条件が作られることから地方空港における搭乗者数は増加するとみられる。

#### ポーランドの原子力競争【14日】

欧州委員会は、今年末までに持続開発可能な技術のリストを作成する予定である。その際、原子力エネルギーがグリーンエネルギーとして検討されるのか、さらにその資金調達は促進されるのかについて判明すると思われる。原子力反対勢力としては

ドイツ、オーストリア、デンマーク、ルクセンブルク及びスペイン、原子力発電所建設を計画または検討している国はフィンランド、ブルガリア、ルーマニア、チェコ、エストニア、ハンガリー、スロバキア、スロベニア及びポーランドと見られている。

米国との関係については冷めたままであるが、原子力プロジェクトにおけるポーランドの戦略パートナー(2022年末選定予定)への候補となっている2社は、競争に打ち勝つための取組を始めた。フランスの国営電力会社EDFは、7月12日にワルシャワに事務所を開設したことを会見で発表し、当該事務所において、2022年半ばに予定しているポーランドへの原子力発電所の提案の申し入れを準備するために必要なデータを収集することとしている。もう一方の韓国の電力会社KHNPは最近、原子炉機器に関して米国から技術的独立を果たし、現在は原子力技術にかかる輸出制限がないことを発表した。

#### ヴィア・バルティカの3区間が開通予定【14日】

7月にバルト3国につながるS61高速道路(ワルシャワから北東方向にある区間、ヴィア・バルティア)の3区間計51kmが開通する。今週、17kmの利用が開始され、7月末までにさらに2区間が開通する予定である。ヴィア・バルティカはポーランドからバルト3国につながる主要道路となり、多くのトラックの通行を促進することとなる。

### エネルギー・環境

#### 国シレジア地方のエネルギー移行に関する首相発言【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、シレジア地方で開催されたエネルギー関連会議に出席し、同地域について、今後もエネルギー部門の中心であり続けると指摘の上、従来型設備で発電されたエネルギーについて、同量の代替エネルギーで代替されることを保証すると述べた。また、シレジアは、ポーランドのエネルギーと産業の変革の突破口になるとの確信を示し、アッパー・シレジアに水素バレーを作ることにしても否定しなかった。さらに、政府が発表した新たな社会経済プログラム「Polish Deal」で計画されている6つの柱のうち、低公害車クラスターをシレジアに集中させると述べた。また、ポーランドの電気自動車「イゼラ」や、リチウムイオン電池などの低公害車用部品、その他の先進的な自動車関連製品をシレジアで生産することで、住民に質の高い雇用を提供すると加えた。

#### コロナ禍における化石燃料需要増加【13日】

当地紙は、ロックダウンによるエネルギー消費量の減少は、化石燃料由来のエネルギー使用量の削減、及び再生可能エネルギー使用量の増加による経済再建のチャンスであったが、実際には実現しなかったと報じた。2021年1月の化石燃料による発電量は2019年の水準を少し下回ったものの、各国のエネルギーミックスに占める化石燃料の割合は2020年に比べて増加した(ベルギーで17%、英国で12%、オーストリアで3%の増加)。多くの国でエネルギー需要の増加を石炭で補い、エネルギーミックスに占める石炭の割合が増加した(EU:1%増、ポーランド・チェコ:2%増、ドイツ:3%増、ルーマニア・ギリシャ:4%増、オランダ:5%増、ブルガリア:7%増)。同紙は、再生可能エネルギーや蓄電技術の開発が進んでいないこと、ガスの世界的な価格高騰などが主な理由としている。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェン

ゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

### **犠牲祭(イスラム教の祝日)期間に伴う注意喚起**

既に外務省海外安全ホームページより広域情報が発出されていますが、7月20日(火)から7月23日(金)頃(国・地域によって前後する可能性があります)までは、イスラム教の犠牲祭(イード・アルアドハー。一部の地域ではクルバンやタバスキとも言われます)の期間に当たります。犠牲祭は、イスラム教徒によるサウジアラビアの聖地メッカへの大巡礼が終わりを迎えるイスラム暦12月10日から3~4日間行われ、この間、イスラム圏の国々では休日となります。また、欧米諸国等の非イスラム圏においても、イスラム教徒が多数居住する地



区等では、犠牲祭にかかわる宗教行事が行われることがあります。

大規模行事はテロ等の標的になりやすいとされています。現在のところ、犠牲祭に際してテロの実行を呼びかける声明などは確認されていませんが、上記「欧州でのテロ等に対する注意喚起」に記載の安全対策を取るよう心がけてください。また、テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23\\_003459.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html)

総務省HP：[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。



問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

**【お知らせ】来週の「ポーランド政治・経済・社会情勢」の発行について**

来週7月23日（金）は休刊とさせていただきます。7月15日以降の内容につきましては、再来週7月30日（金）の発行分にまとめて掲載させていただきますので、ご承知おきいただければ幸いです。

文化行事・大使館関連行事

**【開催中】展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】**

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))